

令和7年9月11日

利用者（団体）各位

コンパスグループジャパン株式会社
国立三瓶青少年交流の家店 食堂
店長 川上直樹

国立三瓶青少年交流の家
所長 尾原敏則

食堂に注文した食事のキャンセル料の取扱いについて

日頃から、当施設の事業に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

昨今の食堂運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。

このような中、令和7年10月以降は、国立青少年教育振興機構の28教育施設の食堂の契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

この度、28教育施設の食堂契約の一本化に伴い、食堂に注文した食事（食堂食、野外炊事用食材、弁当）のキャンセル料の取扱いを変更します。

ついては、令和7年10月以降のキャンセル料の取扱いについては、下記のとおり全施設統一の基準とするので、内容を御確認いただき、御理解、御協力くださるようお願いいたします。御利用の皆様には、御不便とお手数をおかけいたします。

記

1 適用開始日

令和7年10月1日

2 食堂に注文した食事のキャンセル料の取扱い

（1）食堂食及び野外炊事用食材

① 利用の初日の「2日前15時」から「当日」までのキャンセル・数量変更
100%

② 利用の初日の「3日前15時」から「2日前15時」までのキャンセル・数量変更
50%

（2）弁当及び飲み物・軽食

利用の初日の「7日前15時」から「当日」までのキャンセル・数量変更
100%

(3) 特別食及びオードブル

- ① 利用の初日の「前日 15 時」から「当日」までのキャンセル・数量変更
100%
- ② 利用の初日の「7 日前 15 時」から「前日 15 時」までのキャンセル・数量変更
30%

(注 1) 上記 (1) の数量変更は、各食当たり 20 食以上の数量の減がキャンセル料徴収の対象とします。上記 (2) と (3) の数量変更は、各食当たり 1 食の数量の減からキャンセル料徴収の対象とします。

(注 2) 上記のキャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮、別日程への変更に伴うキャンセルについても、キャンセル料徴収の対象とします。

(注 3) 天災等、利用者に責任のない不可抗力によるキャンセルは、キャンセル料徴収の対象外とします。